

大阪府営東鳥取石田住宅第2期屋上防水層改修工事（第2工区）

入札日時：平成20年12月16日午前11時00分

入札中止

理由：入札心得第11条第3項により

入札心得(抜粋)

(入札の中止等)

- 第11条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、これにより入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。
- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
 - 3 当該入札の指名業者数に対し入札に参加する者が過半数に満たないとき、又は入札に参加した者のうち有効な入札をした者が過半数に満たないときは入札の執行を取りやめる。